

# 保険証廃止（新規発行終了）のお知らせ

## 保険証の新規発行終了について

現行の保険証は2024年12月2日に廃止となり、以降の新規発行や再発行はされなくなります。今後は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになりますので、医療機関等への受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。

※マイナ保険証とはマイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

## 保険証廃止後の取扱いについて（2024年12月2日以降）

### 【マイナ保険証をお持ちの方】

マイナ保険証をご利用ください。

### 【保険証をお持ちの方】

発行済みの保険証は、新規発行終了後も最長で**2025年12月1日まで**はご利用可能です。それ以降はご利用できませんので、マイナ保険証をご利用ください。

### 【保険証・マイナ保険証のいずれも保有していない方】

健康保険組合が交付する「資格確認書」で医療機関等への受診が可能となります。

※交付対象の方のみ発行

## 「資格確認書」について

2024年12月2日以降の新規加入者で、マイナ保険証利用ができない方に対して、健康保険組合の判断により資格確認書の交付を行います。（交付にあたっての申請は原則不要です）

なお、資格確認書には有効期限があり、有効期限内で資格喪失となった場合は健康保険組合へ返納する義務が生じます。

※保険証利用登録をしても、マイナンバーカードでの受診が困難な方（高齢者、障害者等）、マイナンバーカードを紛失・更新中の方は、資格確認書交付申請書にて発行申請が可能です。

## 「資格情報のお知らせ」について

加入者の記号・番号等を簡易に把握するための様式で、資格取得時に加入者全員に交付されます。

### ※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診できません。

医療機関等の読み取り機械の故障などで、マイナ保険証が使用できない場合に、マイナ保険証と一緒に提出することで保険診療を受けることができます。

## 「限度額認定証」等について

マイナ保険証利用の場合、限度額情報の提供に同意することで月々の医療費の支払いを自己負担限度額までにとどめることができるため、限度額認定証の発行申請は原則不要となります。高齢受給者証の提示も不要になります。

詳細は下記ご確認ください。

➔2024.12.1までに加入した方



➔2024.12.2以降に加入した方

